

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカンントリーレポート (鶏卵)

2024年11月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向	2
① 近年の鶏卵の輸入動向	2
② 鶏卵の輸入動向（長期）	3
③ （参考）鶏卵関係の輸入動向 ...	4
④ 香港における鶏卵の価格	5
2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）	6
① 品目の定義	6
② 輸入規制	6
③ 食品関連の規制	9
④ 輸入手続き	18
⑤ 輸入関税等	21
⑥ その他	22
3. 現地事業者の評価、要望等	23
① 現地事業者等の声	23
② 鶏卵関係のイベント等	25

1. 香港の市場動向

① 近年の鶏卵の輸入動向

- タイ、米国を抜き、輸出額、数量で中国に続き 2 位。
- 鶏卵の日本からの輸入額は2019年からの4年間で約3倍に増加。
- 新型コロナ禍で価格帯の近いタイ産の輸入が減少した中で輸出量を増やし、価格的にも許容可能ということで市場に定着しつつある状況。
- マーケットのニーズ（鮮度、安全性、価格）を捉え、取り扱い事業者が一気に拡大。

（単位：百万個、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		円換算 (億円)	前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額
中国	1,311	666,947	1,368	649,674	1,235	631,929	1,726	1,157,817	2,451	1,462,049	268.9	42.05%	26.28%	81.78%	66.80%
日本	120	148,426	270	310,323	286	376,267	413	526,893	281	442,094	81.3	-32.06%	-16.09%	9.36%	20.20%
タイ	252	188,442	110	104,928	143	129,906	97	106,691	68	87,272	16.0	-29.88%	-18.20%	2.27%	3.99%
米国	642	332,772	565	287,344	649	367,870	229	187,283	84	65,020	12.0	-63.37%	-65.28%	2.80%	2.97%
韓国	4	3,049	11	14,115	1	1,061	5	5,511	31	37,826	7.0	593.82%	586.37%	1.05%	1.73%
オーストラリア	3	8,641	3	9,458	3	9,370	6	12,029	19	22,138	4.1	218.81%	84.04%	0.63%	1.01%
ベトナム	2.6	1,641	8	5,832	33	22,163	15	11,450	22	17,297	3.2	49.13%	51.07%	0.72%	0.79%
シンガポール	11	12,680	13	14,123	12	13,583	11	12,500	13	16,207	3.0	15.23%	29.66%	0.43%	0.74%
パキスタン	26	15,872	19	12,050	1	1,024	15	13,389	14	13,310	2.4	-4.44%	-0.59%	0.48%	0.61%
マレーシア	180	112,059	273	147,524	392	231,477	72	55,423	10	11,292	2.1	-86.08%	-79.63%	0.34%	0.52%
全体	2,766	1,625,252	2,765	1,647,037	2,798	1,831,313	2,609	2,116,967	2,997	2,188,746	402.5	14.89%	3.39%	100%	100%

出所：香港統計局

HS04072100 - EGGS OF FOWLS OF THE SPECIES GALLUS DOMESTICUS, IN SHELL, FRESH（殻付きの鶏の卵、生鮮に限る）

日本円換算は18.39円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティング為替相場 2023年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

② 鶏卵の輸入動向（長期）

□ 長期で見ると、2007年には1%以下だった日本産が約16年で20%以上にまで上昇。

（単位：百万個、1,000香港ドル）

	2007年		構成比	
	数量	金額	数量	金額
中国	962	354,460	57.79%	51.03%
米国	373	170,706	22.40%	24.58%
タイ	235	105,321	14.14%	15.16%
マレーシア	34	19,176	2.02%	2.76%
日本	7	6,677	0.41%	0.96%
ニュージーランド	2	3,318	0.11%	0.48%
オランダ	0.08	26	0.005%	0.004%
ポーランド	0	0	0.00%	0.00%
メキシコ	0	0	0.00%	0.00%
台湾	0	0	0.00%	0.00%
全体	1,665	694,582	100.00%	100.00%

	2012年		構成比	
	数量	金額	数量	金額
中国	1,176	575,005	57.27%	49.60%
米国	521	316,373	25.40%	27.29%
マレーシア	168	106,751	8.19%	9.21%
タイ	143	106,659	6.96%	9.20%
日本	11	17,254	0.51%	1.49%
ニュージーランド	3	10,354	0.15%	0.89%
台湾	6	6,374	0.29%	0.55%
ドイツ	3	3,745	0.14%	0.32%
韓国	5	3,576	0.24%	0.31%
ポーランド	3	2,862	0.16%	0.25%
全体	2,053	1,159,324	100.00%	100.00%

	2023年		構成比	
	数量	金額	数量	金額
中国	2,451	1,462,049	81.78%	66.80%
日本	281	442,094	9.36%	20.20%
米国	84	65,020	2.80%	2.97%
タイ	68	87,272	2.27%	3.99%
韓国	31	37,826	1.05%	1.73%
ベトナム	22	17,297	0.72%	0.79%
オーストラリア	19	22,138	0.63%	1.01%
パキスタン	14	13,310	0.48%	0.61%
シンガポール	13	16,207	0.43%	0.74%
マレーシア	10	11,292	0.34%	0.52%
全体	2,997	2,188,746	100.00%	100.00%

出所：香港統計局

HS04072100 - EGGS OF FOWLS OF THE SPECIES GALLUS DOMESTICUS, IN SHELL, FRESH

（殻付きの鶏の卵、生鮮に限る）

1. 香港の市場動向

③ （参考）鶏卵関係の輸入動向

□ 殻付きでない鶏卵、卵黄（乾燥を含まない）について、鶏卵より輸入量自体は大幅に少ないが、日本はいずれも上位。

○ 香港における殻付きでない鶏卵の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	63	2,234	223	4,664	265	7,113	316	7,911	730	16,130	131.34%	103.89%	38.33%	33.46%
日本	244	8,558	193	6,449	230	7,575	349	11,068	329	10,404	-5.58%	-6.00%	17.28%	21.58%
オーストラリア	277	5,588	76	1,636	45	924	308	6,490	348	8,229	12.93%	26.80%	18.25%	17.07%
マレーシア	334	8,191	261	6,365	284	6,950	311	8,230	264	6,803	-15.04%	-17.34%	13.86%	14.11%
全体	2,702	61,734	1,954	41,769	2,401	54,873	2,151	52,526	1,906	48,209	-11.42%	-8.22%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局

HS04089900 - BIRDS' EGGS, NOT IN SHELL, FRESH, COOKED BY STEAMING OR BY BOILING IN WATER, MOULDED, FROZEN OR OTHERWISE PRESERVED EXCEPT DRIED, WHETHER OR NOT SWEETENED

○ 香港における卵黄（乾燥を含まない）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	63	2,234	223	4,664	265	7,113	316	7,911	730	16,130	131.34%	103.89%	38.33%	33.46%
日本	244	8,558	193	6,449	230	7,575	349	11,068	329	10,404	-5.58%	-6.00%	17.28%	21.58%
オーストラリア	277	5,588	76	1,636	45	924	308	6,490	348	8,229	12.93%	26.80%	18.25%	17.07%
マレーシア	334	8,191	261	6,365	284	6,950	311	8,230	264	6,803	-15.04%	-17.34%	13.86%	14.11%
全体	2,702	61,734	1,954	41,769	2,401	54,873	2,151	52,526	1,906	48,209	-11.42%	-8.22%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局

HS04081900 - EGG YOLKS, FRESH, COOKED BY STEAMING OR BY BOILING IN WATER, MOULDED, FROZEN OR OTHERWISE PRESERVED EXCEPT DRIED, WHETHER OR NOT SWEETENED

1. 香港の市場動向

④ 香港における鶏卵の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別
新鮮 大きな卵	20個/パック	54.00	タイ	現地系
新紀元 卵（白）	10個/パック	25.00	日本	現地系
新紀元 卵（暁）	10個/パック	56.00	日本	現地系
神丹 湖北産 茶葉卵	5pcs	18.00	中国	現地系
CP Selection タイ産の新鮮なたまご	10個/パック	32.00	タイ	現地系
Cheers おいしい 日本のたまご	10個/パック	29.90	日本	現地系
栗駒卵	10個/パック	19.00	日本（宮城）	現地系

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する鶏卵のHSコード

0407.11：殻付きの鳥卵－ふ化用の受精卵－鶏（ガッルス・ドメスティクス）のもの

0407.19 : 殻付きの鳥卵 - ふ化用の受精卵 - その他のもの

0407.21 : 殻付きの鳥卵－その他の卵－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

0407.29 : 殻付きの鳥卵－その他の卵－その他のもの

0407.90：殻付きの鳥卵－その他のもの

0408.11：殻付きでない鳥卵および卵黄－卵黄－乾燥したもの

0408.19：殻付きでない鳥卵および卵黄－卵黄－その他のもの

0408.91：殻付きでない鳥卵および卵黄－その他のもの－乾燥したもの

0408.99：殻付きでない鳥卵および卵黄－その他のもの－その他のもの

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、水産物・食肉・家さん卵については、放射性物質検査を行い、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する政府機関発行の証明書が必要です。詳細は農林水産省のウェブサイト「香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について」を参照してください。

(香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 (maff.go.jp))

また、高病原性鳥インフルエンザの発生により、生産・処理された都道府県によって輸出停止中場合があります。詳細は動物検疫所のウェブサイト「家きんの畜産物の輸出」を確認してください。

(家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 (maff.go.jp))

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

香港向け殻付き鶏卵および卵製品については、「対香港輸出卵取扱施設」として登録された施設の製品のみ輸出が認められています。「対香港輸出卵取扱施設」に登録するには、生産施設のある都道府県に申請手続きなどを行う必要があります。

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）のRegulation 4において、日本から鶏卵を輸出する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関（鶏卵であれば農林水産省）が発行した衛生証明書の添付が義務付けられています。日本の場合は、輸出検疫後に発行される「輸出検疫証明書」および「追加輸出証明書」が当該書類として機能しています。輸出者が動物検疫所に輸出検査申請を行う際は、香港特別行政区政府が輸入者に対して発行する輸入許可の写しの提出が必要です。詳細については、動物検疫所のウェブサイト「家きんの畜産物の輸出」を参照してください。

（[家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)）

殻付き卵製品（温泉卵、半熟卵など）については、「卵」もしくは「卵製品」いずれの証明内容で輸出が可能であるか、輸出者が香港特別行政区政府へ確認してください。

なお、十分に加熱されたものなど一部の卵製品については、証明書の添付が不要となることがあるため、証明書の要否は輸出者が香港特別行政区政府に確認する必要があります。

日本側で行う必要のある手続きの詳細については、関連リンクの農林水産省「香港向け輸出殻付き家きん卵および卵製品の取扱要綱」を確認してください。

（[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

3. 動植物検疫の有無

日本から香港に鶏卵を輸出する場合、動物検疫所が発行する「輸出検疫証明書」の添付が必要です。輸出検疫証明書については、動物検疫所のウェブサイト「家さんの畜産物の輸出」を参照してください。

（[家さんの畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp/press/2022/04/22_01.html)）

十分に加熱されたものなど一部の卵製品については、証明書の添付が不要となることがあるため、証明書の要否は輸出者が香港特別行政区政府に確認する必要があります。

4. その他の関連リンク

関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸入獵獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）（英語）](#) / [（ジェトロ仮訳）](#)

その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)）（英語）](#)

[厚生労働省「香港向け殻付き家きん卵および卵製品の輸出手続に関する留意事項」](#)

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

ここで述べられている以外の鶏卵に特化した食品規格の設定はありません。
包装済み食品については、コーデックス委員会（CODEX）の食品規格にあるように食品の成分とその添加物について適切に表示しなければなりません。

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。（[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap132CM)）（[ジェトロ仮訳](#)）

卵および卵製品に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap132AF)）（[ジェトロ仮訳](#)）

なお、鶏卵は「公衆衛生（動物および鳥類）（残留化学物質）に関する規則」（Cap. 139N Public Health (Animals and Birds) (Chemical Residues) Regulation）で定義する「食用動物（Food Animal）」に含まれないため、同規則は適用されません。

鶏卵を輸入する事業者は香港食品安全センター（CFS）にEメールで連絡を取り、当該食品に追加の規制が適用されていないか確認することが推奨されています。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

（[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)）（[ジェットロ仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

（[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)）（[ジェットロ仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

鶏卵における「特定金属」の含有上限量は、次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が異なるため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

鶏卵における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量（mg/kg）
鉛	家さん卵	0.2
	ピータン	0.5
水銀（総水銀として）	家さん卵	0.05

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されています。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

殻付き鶏卵および卵製品に適用される基準最大濃度

- ・ アフラトキシン 落花生またはその加工品以外の食品 : 15µg/kg
- ・ マラカイトグリーン すべての食品 : 不検出
- ・ メラミン 乳幼児または妊産婦用の食品 : 1mg/kg、その他の食品 : 2.5mg/kg

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

禁止物質

- ・ ジエノエストロール
- ・ ジエチルスチルベストロール
- ・ ヘキソストロール
- ・ アボパルシン
- ・ クレンブテロール
- ・ クロラムフェニコール
- ・ サルブタモール

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。鶏卵に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

（[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](https://www.legco.gov.hk/s22021252386)）（[ジェットロ仮訳](#)）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

（[香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース - ジェットロ\(jetro.go.jp\)](#)）

（[香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量 （アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計）	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15mg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

（[香港における食品添加物の規制状況（2014年3月）](#) | [調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)）

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することができます。また、天然色素については、同規則には掲載されていませんが一部は使用が認められています。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

（[Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）
（[即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#)）

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

（[Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

（[Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。

鶏卵の輸入事業者は香港食品安全センター（CFS）にEメールで連絡を取り、当該食品に追加の規制が適用されていないか確認することが推奨されています。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

5.食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

6.ラベル表示

包装済みの卵および卵製品のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」[Cap.132W Food And Drugs (Composition And Labelling) Regulations]により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）

[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://elegislation.gov.hk/Cap.132W/Food%20and%20Drugs%20(Composition%20and%20Labelling)%20Regulations)
([ジエトロ仮訳](#))

- (1)食品名
- (2)原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3)賞味期限または消費期限
- (4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5)製造業者または包装業者の名前と住所
- (6)数量、重量または容量
- (7)栄養成分

なお、消費者への販売時点で開封口が密封（紐などで縛ることも含む）されていない容器に入れられている殻付きの鶏卵および温泉卵については、ラベル表示義務はありません。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照のうえ、確認してください。

[\(加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 ―ジエトロの海外ニュース - ジエトロ\(jetro.go.jp\)\)](#)

なお、卵のサイズ表示に関する規制や業界基準はありません。このため、香港における輸入品については、基本的に輸出国側での表記を踏襲する形で問題ありません。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料 : 重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質 : グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物 : コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある

例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

i 原産国

ii 香港における販売業者や商標所有者の名称

iii 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

i 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている

ii コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。正味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

([Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.68/Weights%20and%20Measures%20Ordinance))

([Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.214/Metrication%20Ordinance))

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

([Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.132W/Food%20and%20Drugs%20(Composition%20and%20Labelling)%20Regulations)) ([ジェトロ仮訳](#))

7. その他

食品安全・衛生規制

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食物安全条例」（Cap. 612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

([Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.612/Food%20Safety%20Ordinance))

また、洗卵および高病原性鳥インフルエンザウイルスの不活化処理に関してのOIE規約については、厚生労働省「香港向け殻付き鶏卵および卵製品に適用される基準」を参照してください。

([Microsoft Word - 香港向け殻付き家さん卵及び卵製品に適用される基準 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp/food/food_safety/food_safety_ordinance/cap_612_food_safety_ordinance_elegislation.gov.hk))

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

香港では、鶏卵を輸入・販売するためには、食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。登録する際に、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor（FEHB 245））を提出する必要があります。

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）のRegulation 4（1）（ab）において、輸入業者は、日本から鶏卵を輸入する際には食品環境衛生局長が認めた発行機関（鶏卵であれば農林水産省）が発行した衛生証明書（輸出検疫証明書および追加輸出証明書）とともに輸入することが義務付けられています。これらの発行機関の詳細は「[猟鳥類の肉、家きん、卵の香港への輸入ガイド](#)」を確認してください。

（[Guide to Import of Game, Meat, Poultry and Eggs into Hong Kong \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/cfs/import/import_guide/import_guide.html)）

加えて、輸出にあたっては当該卵および卵製品の加熱の程度によってライセンスが必要となる場合があります。

非加熱および十分に加熱されていない卵および卵製品の場合：「卵および卵製品の輸入申請」（Application for Importation of Eggs/Egg* Products（FEHB 270））に所定の事項を記載し、FEHDの輸入許可を得る必要があります。その際、次の情報の記載が必要となります。

- ・輸入業者情報
- ・卵および卵製品の種類、数量の詳細
- ・原産国および原産地
- ・養鶏場の名前および住所
- ・輸出時に経由地がある場合には、経由国、経由地
- ・輸送方法
- ・到着予定日
- ・コンテナ輸送の場合には、コンテナ番号

十分に加熱されている卵製品の場合：輸入ライセンスは不要です。

なお、当該卵および卵製品がどの証明内容で輸入可能であるのかについては、FEHDにより個別に決定されるため、輸出者は香港特別行政区政府へ確認を行ってください。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・FEHD発行の輸入ライセンス（非加熱および十分に加熱されていない卵、卵製品として、当局によりライセンス取得が必要と判断された場合）
- ・衛生証明書（輸出検疫証明書および追加輸出証明書）など

香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された「輸出検疫証明書」「追加輸出証明書」が必要です。各証明書については、農林水産省動物検疫所「家きんの畜産物の輸出」および農林水産省「香港向け輸出殻付き家きん卵および卵製品の取扱要綱」を確認してください。

（[家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

（[yusyutu shinsei asia-208.pdf \(maff.go.jp\)](http://yusyutu.shinsei.asia-208.pdf)）

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3. 輸入時の検査・検疫

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section 59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）等の書類の検査、および必要に応じて、当該食品の加工の種類によってはサンプル検査を受けなければなりません。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

（[Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](#)）

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](#)）

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、家きん卵については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、上記5県以外の産地、ならびにこれら5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

また、香港側での動物検疫はありません。ただし、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります。

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

4.販売許可手続き

香港では食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。登録申請には次の手続きが必要になります。

- ・取り扱う食品の種類一覧、およびその他の指定の書類を所定の書式でFEHD署長宛に提出すること。
- ・申請料として195香港ドルを支払うこと。

また、「食品業規則」により、レストランや店舗の営業には、事業形態に応じて、それぞれの食品事業ライセンスの取得が必要です。詳細については、香港食物環境衛生署「必要なライセンスの種類」（Guide on Types of Licences Required）および「ライセンス申請の手引き」（Guide to Application for Licences）を確認してください。

（[Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/types)）

（[Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/application)）

⑤ 輸入関税等

1.関税

なし

2.その他の税

なし

2. 鶏卵の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

⑥ その他

食品衛生コード（Food Hygiene Code）では、存在する可能性のある病原性微生物の増殖を抑え、毒素の生成を防ぐために温度管理を必要とする食品を「潜在的危険がある食品（Potentially hazardous food）」と定義しています。同コードの「4.2.1 検査（Inspection）」「4.3 食品保管（Food Storage）」「4.8 食品輸送（Food Transportation）」によると、事業者は潜在的危険がある食品を保管・輸送する場合は、4℃以下もしくは60℃を超えて保管・輸送したうえで、受領時にその旨を検査しなければなりません。生鮮の殻付き鶏卵は潜在的危険がある食品とみなされる可能性があるため、適切な保管・輸送を実施する必要があります。

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	○ 日本では産地間で競争しながら香港へ輸出しているが、輸出業界（品目団体）として統一出来る事項は、統一すべきではないか。具体的には、例えば鶏卵の賞味期限の長さが統一されておらず、産地・商品ごとにバラバラとなっており分かりにくい。輸入業者としては賞味期限が長い方が扱いやすい一方、香港では新鮮かどうかを重視する消費者も多い。卵の賞味期限が長いからといって、卵の鮮度が高い訳ではなく、むしろ古いものが棚に残ることになる。 —E 社（日系 食品全般 輸入・卸） ○ 日本の鶏卵は、中国産より 20%高いが品質は安定していて競争力は上がっている。ただし、大量の鶏卵を安定供給できるかの観点では不安がある。 —V 社（非日系 香港式カフェ等中国本土含み多店舗） 卸） ・鳥インフルエンザが毎年発生するので、より多様な県産を取り扱えるようにする必要がある。また、鳥インフルエンザ発生による輸出停止期間の短縮や、都道府県単位ではなく市町村単位での対応などにしてもらえると助かる。 ・適切に保管されていないものが生食に使用されると日本産の安心安全のイメージを壊すのではないかと不安がある。 ・価格が上がっているので、より安価なものを探している。 ・ケージフリーの卵を探しているが中々見つからない。
---------	--

○ 令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業（プラットフォーム支援員による現地の体制強化）から抜粋
・ ジェトロ香港のヒアリング等

3. 現地事業者の評価、要望等

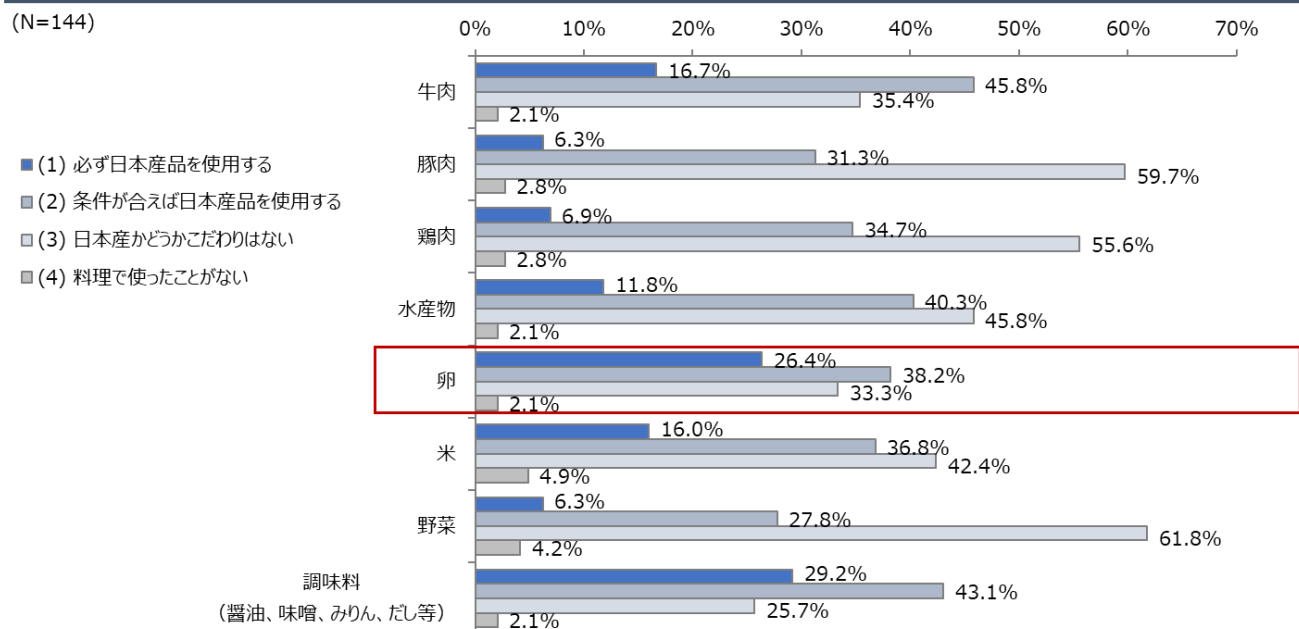
① 現地事業者等の声（続き）

(参考) 香港人消費者の評価	・ブランド数が多く、価格も高くないものがあることから、特別な時のみならず日常使いとしても購入している人が多い。 ・生で食べられるという安心感がある。 ・日本食を作る際に鶏肉を日本産にこだわる人は約 7 割（下図参照）。 ・FAOSTATによると、香港の一人当たり鶏肉消費量は24.52kgで、日本の19.86kgより多い。（Eggs）
---------------------------	--

「(1)日本産品を必ず使用する」「(2)条件が合えば日本産品を使用する」と答えた割合は、調味料（72%）、卵（65%）、牛肉（63%）の順で高く、最もこだわらないものは野菜（34%）と豚肉（38%）であった

※ジェトロ香港のヒアリング等

Q. 日本食を作る際に使用する各食材の産地に関して、日本産を使用するこだわりについて当てはまるものを選んでください



※2022年7月消費者アンケート
(ジェトロ香港が外部機関に委託)

3. 現地事業者の評価、要望等

② 鶏卵関係のイベント等

○ 市場を拡大するために ―日本産鶏卵―

https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/hk/pf_hkg_2303-2.pdf

○ 日本養鶏協会、香港でプレミアム鶏卵レストランフェアを開催

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/caf03b83c9a01ba8.html>

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

○ アジア6カ国・地域及び米国における農林水産物・食品8品目についての流通実態及び消費者動向（JFOODO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/5-3.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/5-4.pdf

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。